

Title	古版経済書解題 農業保護問題に関するマルサス及びリカードオの諸小冊子
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.10 (1935. 10) ,p.1555(159)- 1584(188)
JaLC DOI	10.14991/001.19351000-0159
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19351000-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古版經濟書解題

農業保護問題に關するマルサス及びリカードオの諸小冊子

高橋誠一郎

一

那翁戰役を通じて、英國に於ける穀物の價格は空前の騰貴を爲し、又著しき動搖を來した。同戰役は、農業階級に取つては、高率の保護關稅に等しき効果を擧ぐる事が出來た。一千八百〇二年三月二十七日、アミアン平和條約の締結と共に、這箇戰役に由る保護の休止を見越して、議會に於ける農業階級の代表者等は當時行はれて居つた一千七百九十一年の穀法(『三田學會雜誌』第二十九卷第九號所載拙稿『古版經濟書解題——ジュームズ・アングーソンの』國民的勤勉に就いての考察』一三五—六頁参照)の改正を主張した。一千八百〇二年及び三年は平作であつたに拘らず、價格は下落の一路を辿り、一千八百〇四年の初めには、小麦は終に一クォーター五十志以下に降つた。斯くの如き下落は半ば一千七百九十九年より一千八百〇一年に互れる高價に刺激せられて小麦耕作の増加せるに基くものであつた。大麦及び燕麥下落の割合は更らに大であつた。下院は頻々たる請願に動されて、九十一年の法律を調査す可き委員會を任命した。此の委員會の五月十四日の報告は更らに大なる保護を農業者に與ふ可きこと

を勸告した。曰く、農業者は彼れをして需要に應ずるに足る穀物を産出せしむ可き價格を受けなければならぬ、而して這般の誘因を與ふる最良の方法は恰好且つ相當なる價格を彼れに確保するに在る、而して九十一年の條例は之れを農業者に保證することがなかつたと。而して終に、價格が四十八志以下なる際に輸出せらるゝ總べての小麥は一クオーターに就き五志の奨励金を受く可く、又價格が一クオーターに就き六十三志以下なる際には、外國小麥は二十四志三片の關稅を、六十三志若しくは其の以上、六十六志以下なる際には二志六片を、而して六十六志若しくは其の以上なる時には六片を支拂ふ可きことを規定せる條例は一千八百〇四年十一月十五日に實施せらるゝことゝ爲つた。此の法律は階級的法制の一部であつたが、而も一千八百十三年の大豐作以後に至る迄は、殆んど全く何等の作用をも爲さなかつたが爲めに無害であつた。此の法律に對する不平の大部分は北部英蘭土及び西部蘇蘭土の新興工業都市から起つたものである。一千八百〇四年以後に於ける相次げる四回の凶作と同六年以後（佛國の大豐作によつて那翁が輸出免許制度の下に英國への輸出を許した一千八百〇九年及び十年を除く）に於ける大陸封鎖制度の影響によつて同十三年に至る迄穀物は高價であつて、政府は種々なる救濟策を講じなければならなかつた。輸入の減退を填補するが爲めに、耕作地の大擴張と耕作法の大改良とが行はれた。（Barnes, A History of the English Corn Laws, 1930, pp. 88-92.）

一千八百十三年三月二十二日、合衆王國の穀物貿易に就いて調査するが爲めに特別調査委員が任命せられた。其の最初の目的は穀物自由輸出の權利を確保せんとするに在つた。此の委員會の報告は五月十一日に印刷に附せらる可きことを命ぜられ、六月十五日に下院に致された。愛蘭土の地主であつた委員長パーネル（Sir Henry Parnell）は同日下院に於いて、此の報告の目的が現行農業保護制度の弊害を明かにし、堅實且つ適度の價格に於いて更らに多くの穀物の産出を確保せんとするに在る旨を述べた。彼れは細心なる注意を以つて、委員によつて提唱せられたる變更が農業者及び地主の利潤を増加するを目的とせるものでないことを指摘してゐる。蓋し、是れ等兩者は近年に於いて著しく繁榮であつたが爲めである。そは外國穀物輸入の危険から國民を保護するが爲めに行はれたものである。彼れは、商工業に従事する總べての者が完全なる自由貿易の制度を採用することを承諾するならば、目下穀物の輸入に對する制限を主張する者も亦、快く總べて斯くの如き保護に對するあらゆる要求を拋棄するであらうと述べてゐる。彼れに従へば、アダム・スミスの自由貿易論は決して委員の決議を非難するが爲めに援用せらる可きでない。第一に、アダム・スミスは歐洲の總べての國民が同一共通の政策を採用す可しと云ふ假定の上に於いてのみ自由貿易を推奨したのである。第二に、政府の干渉に對するスミスの主たる反對論は、それが資本をして其の自然の水路から、より、生産的ならざる水路に移らしむると云ふに在つた。然しながら斯くの如き反對論は土地に於ける資本の投下を奨励する提案に對して行はるゝことを得ない、特に大不列顛は穀物を自己に給することなきが故である。第三に、スミスは、國防は富裕よりも遙かに一層重要なりと述べた。而してパーネルに従へば、其の國を飢饉から防止するに足る穀物を産出するは國防の部類に屬するものである。（Hansard, vol. xxvii, pp. 644-659; Barnes, op. cit., pp. 118-120.）

然しながら、空前の高時代に惠まれて居つた英國地主階級は概して斯くの如きパーネルの主張に對して冷淡であつた。（此の提案は當初愛蘭土のみに對するものであつたが、後に至つて合衆王國の文字を以つて之れに代ふるに至つたものであると云ふ。愛蘭土人は極めて有利に英國に其の穀物を供給しつゝあつたのであるが、而も西印度、ブラジル及び其の他の地方に穀物を輸出するの自由を有せざることを遺憾として居つた）。然るに其の後に於ける大

豊作と平和の回復、輸入の激増は全く彼れ等の階級を狼狽せしめた。實に小麦の價格下落の勢は甚しく、十三年六月に百七十七片であつた平均價格は十四年四月には七十五片八片に降り、更らに同年五月には六十九片七片と爲つた。斯くて一千八百十三年には穀法の改正に對して無關心であつた英國地主階級は十四年に於いては大體に於いてバーネルの主張に屈服しなければならなかつた。(Barnes, op. cit., pp. 121-122.)

二

農業に對して更らに大なる保護を與ふるの可否は臆がて熱烈に論議せられ、一千八百十四年から十五年に亘つて賛否兩様の意見を表明せる冊子が刊行せられた。賛成者側ではバーネル、ペンバーン男、サメスターン等の演說若しくは其の要領が出版せられた。(The Substance of the Speeches of Sir H. Parnell, Bart., in the House of Commons, with additional Observations, on the Corn Laws, 1814; The Speech of the Hon. Mr. Baron Hepburn of Smeaton, on the Subject of the Corn Laws. Held at Haddington, March 3rd, 1814, 1814; Substance of the Speech of Charles C. Western, Esquire, in the House of Commons, May, 1814. With additional Observations on the Corn Laws, 1814.)¹⁾ 又、ランドセル及びカプリト、ヘンキナン等の書翰 (A Letter on the proposed Alteration of the Corn Laws. Addressed to Sir Henry Parnell, Bart., by John Campbell, of Carbrook, Esq., 1814; A Letter on the Corn Laws to one of his Constituents, by Right Hon. W. Huskisson, 1814.)²⁾ 及び、Corn on the Agriculture and General Wealth of the Country, 1814. (3rd ed., 1815.); An Inquiry into the Nature and Progress of Rent, and the Principles by which it is regulated, 1815. 第三版 The Grounds of an

Opinion on the Policy of restricting the Importation of Foreign Corn; intended as an Appendix to "Observations on the Corn Laws", 1815. 又、ローターダール (The Earl of Lauderdale) 氏の Letter on the Corn Laws, 1814. 又、スペンサー (William Spence) 氏の The Observations against the Corn Bill refused; and the Necessity of this Measure, to the vital Interests of every Class of the Community, demonstrated, 1815. 又、ジャコブ (William Jacob) 氏の Considerations on the Protection required by British Agriculture, and on the Influence of the Price of Corn on exportable Productions, 1814; A Letter to Samuel Whithread, Esq., M. P., 1815. 第三版 An Inquiry into the Causes of agricultural Distress. 1816. 又、バクラー (John Baker Holroyd Sheffield, Earl of) 氏の A Letter on the Corn Laws, and on that Means of obviating the Mischief's and Distress, which are rapidly increasing, 1815. (2nd ed., 1815.) 又、ウェブホール (Geo. Webb Hall) 氏の Letters on the Importance of encouraging the Growth of Corn and Wool in the United Kingdom, 1815. 又、ウェブホール (The Speech of the Right Hon. George Rose, in the House of Commons, on May 5th, 1814, on the Corn Laws, 1814. 第四版) 氏の Brodhurst) 氏の Substance of a Speech Against the Proposed Alteration of the Corn Laws, Intended to have been Spoken in the House of Commons on June 6th, 1814.)³⁾ 又、ナイスミス (John Naismith) 氏の An Inquiry concerning the Propriety of Increasing the Import Duty on Foreign Corn, 1814. 第三版) 氏の An Inquiry into the Policy, Efficiency and Consistency of the Alterations in Our

Corn Laws; in a Letter to Sir Henry Parnell, Bart., 1814. *ロバート・トルレンス* (Robert Torrens) *の* An Essay on the external Corn Trade; containing an Inquiry into the general Principles of that important Branch of Traffic, 1815. *ジョン・プリンス・スミス* (John Prince Smith) *の* An Argument and constitutional Advice for the Petitioners against the Corn Bill, 1815. *ジェームズ・デアコン・ハム* (James Deacon Hume) *の* Thoughts on the Corn Laws, as connected with Agriculture, Commerce and Finance, 1815. 及び *ロバート・トルレンス* (Robert Wilson) *の* An Enquiry into the Causes of the high Prices of Corn and Labour, 1815. 等がある。而して *ロバート・トルレンス* *の* An Essay on the Influence of a low Price of Corn on the Profits of Stock; shewing the Inexpediency of Restrictions on Importation: with Remarks on Mr. Malthus' two last Publications, 1815. (2nd ed., 1815.) は其の最も有力なるものたる可きものである。

三

マルサスは、其の『農業及び一般國富に對する穀法及び穀價騰落の影響に關する考察』中に在りて、大體に於いて他のあらゆる歐洲諸國と比較せられたる大不列顛に於ける工業人口の現在の蓄積、構圍に伴へる費用、勞働の價格並びに租税の重壓を思はゞ、此の國が自然に（即ち最も完全なる輸出入の自由を想定して）穀物の獨立の供給を得ることは極めて難事であると觀た。（Observations, op. cit., 3rd ed., 1815, p. 22.）獨立の供給が自然に起らざらざるならば、それは果して眞に欲ましい事であり、立法部の干渉を正當視す可きものであるか。經濟學の一般原理は、吾人の貨物の總べてを吾人が最も低廉に是れ等のものを取得し得る所に於いて購入す可きことを吾人に教へる。而も（一）外國穀物の供給に依頼するの危険（二）工業人口の過度の割合は國民の安寧幸福に取つて喜ぶ可きも

のに非ざるの觀あること、（三）貴金屬の價值比較的に低きこと、即ち穀物及び勞働の名目價格高きことは寧ろ工業を抑制するの傾向あるも、而も其の結果は勞働の賃銀によつて生活する者に取つて永久に有利なるものであるが、自國の港を開放するは斯くの如き利益を喪失せしむ可きこと、並びに（四）既に確立せられたる制度及び其の他の協力原因に由つて、穀物の價格が自餘の歐洲諸國以上に引き上げられつゝある場合に、之れを著しく、且つ急激に低下せしむるの危険を思はゞ、農業を抑制するは不得策であると稱せられなければならない。（*ibid.*, pp. 23, 27-36.）然らば、如何なる範圍まで、又、如何なる犠牲によつて、外國穀物の輸入に對する制限は斯くの如き目的を達成す可きであるか。マルサスは常に外國穀物の輸入制限に附隨せざるを得ざる害惡を以つて、（一）所要の穀物量を得るが爲めに必要なるよりも大なる資本の定量を使用するに由る國民的資源の一定の浪費、（二）穀物及び勞働の價格比較的高く、銀の價值低きが爲めに生ぜしめらるゝあらゆる對外的商業取引に於ける相對的不利益、（三）穀物の夥多に對する抑制に由つて生ぜしめらるゝ人口に對する一定の抑制、並びに（四）殆んど總べての人爲的制度に附隨する不斷的検査及び干渉の必要であると認める。（*ibid.*, pp. 36-37.）

而して彼れは、此の問題が當然慎重を要求するが爲めばかりでなく、其れ以上に現在の通貨状態が不確定なるが爲めに、特に、あらゆる決定的規制を遷延することが望ましいのであるが、然しながら現行法をして更らに有效ならしむるが爲めに「即時」、之れが改正に向つて進まんことを決意せらる可きであるとしたならば、一時的並びに永久的方策として、外國穀物の上に禁止税として作用することなく、保護税として、同時に又有利なる租税として作用す可き不變的關稅の形態を這般の制限に賦與するに於いて顯然たる一定の利益が存す可きであると做した。而して彼れ以爲らく、過剰によつて生ぜしめらるゝことある可き大暴落を抑制し、而も通計的餘剰を生ぜしむることなか

らんが爲めに舊獎勵金は持續せらるゝを得可きものである。(Ibid., p. 46.)

マルサスは此の一千八百十四年の小冊子に於いては、最も厳正なる不偏の態度を以つて、此の問題の兩側を觀んことを期したのであるが、其の翌年の著『外國穀物の輸入を制限するの政策に關する一意見の基礎』に至つては、前年の甚しく寡少なる收穫と結合せる現在の急激なる原産物の價格下落から生じつゝある巨大なる損失の歴然たる證左は、最早彼れをして農業階級の現實の窮厄を疑ふの餘地なからしめ、而して制限の制度に依つて救濟せらるゝことを得る直接の害惡が決して些細なる程度のものに非ざるの事實を彼れに示したと述べてゐる。(Grounds, op. cit., p. 7.)。彼れが前著に於いて、外國穀物の輸入せられ得可き價格に關して決定的規制に到達するを幾分躊躇せしめた一理由は、極めて不確定なる此の國の通貨状態であつたが、前年中に於ける英國の爲替状態と地金の價格下落とは最早斯くの如き遷延をして其の要なからしめた。(Ibid., p. 8.)。然しながら、外國穀物の供給に依頼す可らざる最も重要な理由は、大農業國たる隣邦佛蘭西が前年、一クォーターに就き凡そ四十九志に達する迄は穀物の輸出を自由ならしめ、而して之れに達したる後は全然其の輸出を禁ずるの法律を通過せしめたことである。(Ibid., pp. 11-12.)。次いでマルサスは、自國の諸港を外國穀物に對して開くに由つて、種々なる社會階級の蒙る可き影響を検討して、人民、而して特に其の國の勤勉なる階級の最大なる集團が斯くの如き方策によつて利益を受くるよりも、損害を蒙ること多かる可きことを論斷した。(Ibid., pp. 29-42.)。

マルサスは前記『考察』出版後、『基礎』出版の前に於いて『地代の本質並びに増進の研究』(An Inquiry into the Nature and Progress of Rent, and the Principles by which it is regulated, 1815.) を公にした。此の書は「政治的小冊子たるよりも寧ろ經濟書であり」、彼れの『經濟原論』の「初穂」であつた。(Bonar, Malthus and his Work,

1924, pp. 227, 229.)。本書は彼れの地代説が詳細に説明せられつゝある點に於いて特に注意せらる可きものである。洵に英國に於ける地代説の最初の明晰なる解釋者と看做されてゐるものはマルサスである。(Cf., Emanuel Leser, Robert Malthus als Entdecker der modernen Grundrententheorie, 1881. ヴーザーは又「ルノー・ブレントナー」(Lujo Brentano) の共編 Sammlung älterer und neuerer staatswissenschaftlicher Schriften des In- und Auslandes, 1893-97. の第六號より) Drei Schriften über Getreidezölle aus den Jahren 1814 und 1815, von Robert Malthus, 1896. の題下に前記の三著を獨譯刊行してゐる)。彼れが初めて斯學説を體得したのは其の『人口論』第三版に於いてであつた。彼れは其の第二版に於いては「穀物の輸出に對する獎勵金に就いて」論ずるに當り、「不列顛の穀物の價格に於ける主成分の一は土地の高地代である」と做して居たのであるが、「(An Essay on the Principle of Population, 1803, p. 460; cf., ibid., p. 440.)」而も斯くの如き箇所は一千八百〇六年の第三版並びに一千八百〇七年の第四版に於いて省かれ、而して「一般に、地代を決定するものは價格であつて、價格を決定するものは地代に非ざるが故に、土地が穀物の外、何等他の産物を生ずることがないとしたならば、其の所有者等は正確に減少せる需要並びに減少せる價格に準じて彼れ等の地代を低減することを絶対に餘儀なくせらる可きである。然しながら、牧場の産物に對する需要が頗る大であり、且つ日々増加しつゝある一國に於いては、土地の地代は全然穀物の價格によつて決定せらるゝことなかる可く、而してそは穀物の價格に於ける下落と共に下落す可きも、而も之れに準じて下落することなかる可きである」と述べられてゐる。(Ibid., ed. 1806, vol. II, p. 266; ed. 1807, vol. II, p. 190.)。而も彼れが其の地代説を明瞭に表明したのは前掲『地代の本質並びに増進の研究』中に於いてであるが、吾人は拙著『經濟學史』中に於いて稍や詳細に之れを紹介せるが故に、爰には之れを反復することを避ける。

(昭和四年版同書一五四—八頁参照)。

マルサスは、地代の騰貴が公共の利益に取つて有利であつて、それは單に一階級より他の階級に收入を讓渡するに過ぎざるものに非ざることを立證せんとした。而して彼れは之れを論證せんと試むるに際して偶々『人口論』再版改訂の當時から彼れの腦裡に宿つて居つた其の地代論を展開せしめた觀がある。地代の増加は他の階級から來るものではなくして、國民の收入に對する附加である。人類最初の狀態に於いては、凡そ如何なる土地と雖も其の耕作者に對して單なる生存を與ふることを得たに過ぎない。人類は最初最良地を耕作し、若しくは巨額の資本を使用するものではなかつた。大地は知識と練達と資本とを有すること尠なる者に對して更らに多くを與ふることを得なかつたが爲めに、利潤率及び賃銀率は勢ひ低くなければならなかつた。而して人口の増加は食料の供給を増加するの不可能に由つて抑制せられた。臆がて、種穀及び農具の改良と共に最良地の産物は其の上で使用せられた労働を支持するに要せらるゝ高以上に増加した。斯くして地代は其の發生を見たのである。然しながら、地代の高が労働者等の收入から控除せられたと觀るは誤りであらう。それは食料の生産に於ける改良によつて生ぜしめられた産物の増加から生じたものである。總べて這般の改良と共に、食料の價格が下落することを得なかつたならば、土地の地代は騰貴しなければならぬ。而して人口過多たらんとする強い傾向が賃銀をして長く最少限を維持せしむる限り、食料の價格は下落するを得ない。生産力が増加する毎に、更らに高き利潤率及び賃銀率の可能性が存するのであるが、而も人口過多たらんとする傾向は極めて強大であつて、生産力の増加は恒に可能なる人口増加に追ひ越されつゝあるのである。斯くて賃銀及び利潤は依然として最少限に於いて存し、而して生産力の増加より生ずる總べての利得は地代として土地の所有者に赴くのである。地代が騰貴したならば、生産力が増加したことを知る可きである。斯

くて地代の騰貴は直接に農業の改良に隨伴する。マルサスの見解は正當であり、彼れの論證は明確なるの觀がある。然るに彼れの反對者等はマルサスの前提に極めて僅かの變更を加へ、——更らに適切に言へば、人類の歴史的發達を看過して、マルサスの其れよりも更らに單純にして、更らによく時代の傾向と調和せるの觀ある推理の連系を引き出したのである。

四

リカードオは夙に一千八百十四年の初めからマルサスと、資本及び利子に對する農業の關係を論じて居つた。(ツラワー宛一千八百十四年三月八日附リカードオの書翰参照。Letters of David Ricardo to Hutches Trower and others 1811-1823, ed. by James Bonar and J. H. Hollander, 1899, pp. 4-6.)。而して彼れは同年六月二十六日附マルサス宛書翰に於いて「輸入國に於ける穀物の輸入に對する制限が利潤を低下するの傾向を有すると云ふもの以上余を信服せしむる經濟學に於ける如何なる命題も斷じて存することがなし」と稱してゐた。(Letters of David Ricardo to Thomas Robert Malthus 1810-1823, ed. by James Bonar, 1887, p. 35.)。而して彼れはマルサスの Inquiry into the Nature and Progress of Rent. 並びに Grounds of an Opinion. 出版後に至つて、主として彼れによつて表明せられた地代説の上に自己の主張を基かしめながら、彼れはマルサスの如く、自國食料の大部分を外國の供給に依頼するの危険を以つて畏怖す可きものと見、大體に於いて、輸入を制限するを以つて賢明なりと考ふることなく、穀物の低廉なる價格の利益を更らに高く評價して、別箇の結論に到達した。彼れは一千八百十五年二月某日のマルサス宛書翰中に於いて、後者の『研究』を批評し、更らに同年同月十日附の書翰を以つて、土曜日の夕刻、彼れの反對論を一層遺憾なく表明せる論稿を携へて彼れを訪問す可き旨を記してゐるが、(Ibid., pp. 58-

60.)、竊が此の論稿は An Essay on the Influence of a low Price of Corn on the Profits of Stock; shewing the Inexpediency of Restrictions on Importation: with Remarks on Mr. Malthus' two last Publications, 1815. として同じき年に出版せられた。(Ibid., introduction.)。リカードオは完全なる穀物の自由貿易が當だに全體としての國家に取つてのみならず、地主を除き、總べての階級に取つても亦、有利なりと做すの立場に立つた。

リカードオは此の『資本の利潤に及ぼす低廉なる穀物の價格の影響に關する一論』に於いて、卷頭先づ、前記マルサスの『研究』中に於ける「土地の地代は其の當時に於ける農業資本の通常且つ普通の利潤率に従つて見積られる、使用せられた資本の利潤をも含めて、凡そ如何なる種類たるかを問はず、其の耕作に關聯せる總べての費用が支拂はれたる後、其土地の所有者に残存する全収益の價値の部分であると定義せられ得べきものである」と做すの言を掲げて其の筆を起した。(On the Influence &c, 2nd ed., 1815 p. 3.)。是に於て乎、農業資本の通常且つ普通の利潤率並びに土地の耕作に附随しつゝある總べての出費が合せて全産物の價値に等しき時には常に何等の地代も存し得ない。而して全産物が價値に於いて單に耕作に必要な諸出費に等しきに過ぎない時は、地代も利潤も孰れも存し得ない。豊沃なる土地に富める一國が初めて定住せられた際に、其の土地の上に或る個人によつて使用せられた資本が小麥の二百クオーターの價値を有するものであり、而して其の一半が建物、用具等の如き固定資本、又、他の一半が流動資本から成るとしたならば、——固定及び流動資本を償へる後、残存しつゝある産物の價値が小麥の一百クオーター、若しくは小麥の一百クオーターと等しき價値のものであるとするならば、資本の所有者に對する正味の利潤は五割、即ち二百の資本に對する一百の利潤である可きである。(Ibid., p. 4.)。這般の社會狀態に於いては、斯くの如き社會階段に普通なる幼稚なる製造業、若しくは原産物に代へて所要の貨物を取得するの手段とし

ての對外商業の孰れかに使用せらるゝあらゆる他の資本に對する利潤も亦、五割なる可きである。若し商工業に使用せられた資本に對する利潤が五割以上であつたならば、資本は商工業に使用せらるゝが爲めに土地から撤去せられたであらうし、若し又、是れ等のものが之れよりも以下であつたならば、資本は商工業から農業に拉し去られたであらう。(Ibid., pp. 6-7.)。

最初の定住者の間近に於ける沃土の總べてが耕作せられた後、資本及び人口が増加したならば、更らに多くの食料が要求せらる可く、而してそは唯りさまで有利なる地位に置かるゝことのない土地から取得せらるゝを得可きである。其の際に其の土地が等しく豊沃なるものと假定し、産物を其の産出せられた場所から消費せらる可き場所に運ぶが爲めに更らに多くの勞働者、馬等を使用するの必要は、縱令ひ何等の變化も勞働の賃銀に生ず可きでないとしても、同一の収益を取得するが爲めに更らに多くの資本が永續的に使用せられなければならぬことを必要ならしむ可きである。這般の附加が小麥十クオーターの價値に相當するものと假定するならば、舊地の上に於けると等しき収益を取得するが爲めに新地の上に使用せらるゝ全資本は二百十なる可く、斯くて又、資本の利潤は五割より四割三分、即ち二百十に對する九十に下落す可きである。初めに耕作せられた土地の上に於いては、収益は以前と同一、即ち五割、換言すれば、小麥一百クオーターなる可きである、而も資本の一般利潤は農業上に於ける最も有利ならざる使用に對して生ぜしめらるゝ利潤によつて規制せらるゝが故に、此の一百クオーターの分割生じ、四割三分、即ち八十六クオーターは資本の利潤を組成し、而して七分、即ち十四クオーターは地代を組成す可きである。(Ibid., pp. 7-8.)。斯くの如き段階に於いては、商工業に使用せらるゝ總べての資本に於ける利潤は四割三分に下落す可きである。人口及び富が更らに一層増進し、更らに劣悪なる品質の土地若しくは更らに地位に於いて惠まるゝ

ことの少ない土地が耕作せらるゝ時は、地代は既に耕作せられたる土地に對して騰貴す可く、而して正確に同一の程度に於いて利潤は下落す可きである、而して若し利潤の寡少が蓄積を抑止しないならば、地代の騰貴と利潤の下落とに對して殆んど何等の限界も存しないのである。幾分の距離を置いて新たなる土地の上に資本を使用する代りに、附加的資本が耕作せられた第一の土地の上に使用せらるゝとしたならば、結果は之れと同様であらう。(Ibid., pp. 9-10.)

是に於いて乎、地代は總べての場合に於いて土地の上に前以つて取得せられた利潤の一部である。それは斷じて新たなる収入の創造ではなくして、常に既に創造せられた収入の部分である。(彼れは地代によつて常に土地の原始且つ天賦の力の使用に對して地主に與へらるゝ報酬を意味する)。(Ibid., p. 15 and n.) 斯くて地主の利益は常に其の社會に於けるあらゆる他の階級の利益と對立することゝ爲る。地主は、食料が稀少且つ高價なる際ほど繁榮なることは斷じてないのであるが、總べて他の人々は低廉に食料を取得するに由つて利せらるゝ所が大である。高地代と低利潤とが事物の自然的經過の結果であるならば、それは決して不平の種たる可きでない。是れ等のものは富と繁榮並びに土壤の沃度と比較して夥多なる人口の最も明瞭なる證據である。資本の一般的利潤は土地の上に使用せらるゝ資本の最後の部分の利潤に全然依存する、斯くて縦合ひ、地主等が彼れ等の地代の全部を放棄す可しとしても、彼れ等は資本の一般利潤を引き上げることも、又消費者に對する穀物の價格を引き下げることもないであらう。それは恰もマルサスの言へるが如く、其の地所が現在に於いて地代を支拂ひつゝある借地農をして郷紳の如くに生活せしむる以外に、何等の効果をも有せざる可く、而して彼れ等は現在に於いて地主の分前に歸しつゝある一般収入の部分を使費しなければならぬであらう。(Ibid., p. 20.)

一國民は其の貨幣の夥多なること、若しくは其の貨物が高き貨幣價值に於いて流通することに依つて富むのではなく、其の慰安と享樂とに貢獻しつゝある其の貨物の夥多に従つて富むのである。斯くて、地代及び利潤を支配するものとして茲に述べられた原理が正しいならば、一般資本利潤は唯り食料の交換價值に於ける下落に由つて引き上げらるゝものであり、而して食料の交換價值下落は唯り下に掲ぐる三原因から生ずるを得可きものである、第一は、農業者をして更らに大なる産物の過剰を市場に致すを得せしむ可き労働の眞實賃銀の下落、第二は、矢張り産物の過剰を増加す可き農業若しくは農具に於ける改良、第三は、穀物が自國に於いて産出せられ得るよりも低廉なる價格に於いて輸入せられ得る新市場の發見である。(Ibid., pp. 20-21.) 是れ等諸原因中の第一のものは、其れよりして賃銀の生ずる價格が、労働者の現實の生存に必要な労働に對する報酬に接近するの程度如何に従つて永續の程度を異にする。靜止的社會状態に於いては、賃銀の騰落は全然人口の増減によつて支配せられる。進歩的狀態に於いては、それは、資本若しくは人口の孰れがより、速かなる行程に於いて進むかに依存する。退歩的狀態に於いては、それは人口若しくは資本の孰れがより、大なる速度を以つて減少するかに依存する。經驗に徴して、資本及び人口が交代的にリードし、斯くて又賃銀が或ひは豊かであり、或ひは乏しいことが明かであるが故に、賃銀の關する限りに於いては、利潤に就いて何事も確かに論斷せらるゝを得ない。然しながら、リカードは、富と人口とに於いて進歩しつゝあるあらゆる社會に在つては、賃銀の厚薄によつて生ぜしめらるゝ結果を除き、一般利潤は、農業に於いて改良が存するか、若しくは穀物がより、低廉なる價格に於いて輸入せられ得るに非ざれば、下落しなければならぬと云ふことが最も満足に立證せられ得ると考へる。(Ibid., pp. 21-22.)

一國が貿易によつて利益するを得可き二つの途が存する——一は一般利潤率の増加によるものであつて、それは彼

れの意見に従へば、低廉なる食料に因るの外、斷じて起り得ざるものであつて、それは唯り、農業者、製造業者、商人、若しくは利子を徴して其の貨幣を貸付けつゝある資本家の孰れかとして、其の資本の使用より収入を得る者に取つてのみ有利なるものであり、他は貨物の夥多により、又其の交換價值に於ける下落に由るものであつて、全社會が之れに参加する所のものである。第一の場合に於いては、其の國の収入は増大せられ、第二の場合に於いては、同一の収入は生活の必需品及び奢侈品のより、大なる高を取得するの力あることゝ爲る。諸國民が商業の擴張、製造業に於ける分勞及び機械の發明によつて利せらるゝは唯り此の後の態様に於いてのみである、(商業の擴張が吾人をして眞により、低廉なる價格に於いて食料を取得するを得せしむる際を除いては)、——是れ等のものは悉く貨物の高を増大し、又、人類の安樂と幸福とに貢獻する所が甚だ多いのであるが、而もそれは土地の上の、生産費と比較せられたる産物を増大することなく、又、土地の上に於ける利潤が靜止的であるか、若しくは退歩的であるのに、他の總べての利潤が高まる可きことは不可能なるが故に、それは利潤率の上は何等の效果をも有することがない。(Ibid., pp. 25, 26.)。利潤は、是に於いて乎、食料の價格に、若しくは寧ろ其の價值に依存する。食料の生産をして容易ならしむるあらゆる物は、諸貨物が如何に稀少と爲り、若しくは夥多と爲ることあるも、利潤率を引き上げ可く、之れに反して食料の定量を増加することなくして生産費を増加す可き一切の物は、あらゆる事情の下に於いて、一般利潤率を低下す可きである。食料を取得するの容易は資本の所有者に取つて二つの點に於いて有利である、それは同時に利潤を引き上げ、又消費貨物の高を増加する。他の總べての物件を取得するの便宜は唯り貨物の高を増加するに過ぎない。斯くて、低廉なる食料を購入するの力が斯くの如く大なる重要性を有するものであり、又穀物の輸入が其の價格を低減するに資す可きものであるならば、吾人をして輸入を制限し、而して是れに由つて資本を著しく不利なる

用途に強ひて抑留せしむるが爲めには、食料の一部を外國に俟つの危険に關する解答極めて困難なる議論が提起せられなければならぬ。(Ibid., pp. 27-28.)。

マルサスが其の『地代の本質並びに増進の研究』の四十二頁以下に於いて述ぶるが如く、穀物の輸入が有利と爲り得るは、唯り、一國が比較的に富裕であり、其の豊饒なる土地の總べてが高度の耕作を施されたる状態に於いて存し、而して其の人口に取つて必要な食料を取得するが爲めに其の劣等なる地所に依頼するの已むなき時か、若しくは其の國が元來豊饒なる土壤の利益を有することなき時かである。然れば、唯り穀物の輸入に伴ふ可き幾多の利益に對峙し得るものは、自國食料の大なる部分を外國の供給に俟つの危険である。斯くの如き危険の一は、戦役の際に、大陸諸國の結合若しくは英國の主たる敵國の勢力に依つて是れ迄同國に輸入せらるゝの慣ひであつた穀物の供給が遮斷せらるゝことであり、其の二は、輸出國によつて、凶年に際し、自國の不足せる供給を補ふが爲めに輸出を拒絶せらるゝことである。マルサスによつて其の『外國穀物の輸入を制限するの政策に關する一意見の基礎』中に於いて主として力説せらるゝものは此の後の意見である。リカードは斯くの如き主張に對して曰く、英國にして若し規則正しく輸入を行ふ國と爲り、而して外國人が安んじて英國市場の需要に信頼することを得たとしたならば、遙かに多くの土地は輸出の目的を以つて穀物産出國に於いて耕作せらる可きであると。英國に於いて僅々數週内に消費せらるゝ穀物の價值を考察する時は、吾人は大陸にして穀物の著しく大なる分量を同國に供給するに至つたとするならば、最も廣き範圍に互つて破壊的なる商的災厄を來さしむることなくして、輸出貿易を遮斷するを得ざることを知る可きである。如何なる元首若しくは諸元首の結合と雖も進んで其の人民の上に這般の災厄を蒙らしむることを欲せざる可く、又、之れを欲するとしても、如何なる人民と雖も恐らく斯くの如き方策に服従すること

なかる可きである。而して彼れは其の適例として、露西亞の原産物輸出を禁止せんとせる那翁の努力が、此の國の人民をして彼れに叛起せしめたる主要原因であつた事實を擧げてゐる。(The Influence of a low Price of Corn, op. cit., pp. 28-30.)

マルサスは力強く、無制限なる輸入を許すに由つて其の國家の蒙る可き農業資本の損失に就いて縷説する。而もリカードは、果して然らば、吾人は恰も之れと等しく公平に、蒸氣機關若しくはアークライトの紡績機械が完成せられた時、古い粗末なる機械の價值が吾人に對して失はる可きが故に、是れ等のものを採用するは不埒なる可しと稱せらるゝを得たであらうと論じてゐる。より、確かなる土地の農民が損失を蒙る可きことに就いては、何等の疑問も存し得ないのであるが、而も世人は彼れ等の損失高に幾倍せる利得を受く可く、而して土地より製造業への資本の轉換が遂行せられた後に於いては、土地保有者を除き、其の社會のあらゆる他の階級と等しく借地農自身も亦、極めて著しく其の利潤を増加す可きである。(Ibid., p. 37.) 彼れは唯だ、借地農が、彼れ等現在の借地期間を通じて、彼れ等の地主との間に締結せられた其の現存貨幣契約の下に於いて、低廉なる穀物の價格より生ず可き貨幣の新價值よりして彼れ等の蒙ること疑ひなかる可き損失に對して保護せらる可きことを欲したに過ぎなかつた。國民は農業者が一時的穀物の高價によつてすら利得するよりも遙かに多くを喪失す可きであるが、而も三四年間輸入に對して制限的關稅を賦課し、而して該期間の後、穀物貿易は自由たる可きこと、又、輸入穀物は吾人が自國産の穀物に對して課するを以つて得策と見る可きものゝ外、如何なる課稅をも受くることなかる可きを宣言す可きである。(Ibid., pp. 37-38.) 彼れに従へば、地主は事實上より、多くを支拂ひ、而して當だに何等適當なる補償を受くることなきのみならず、其の受くる地代の低下に由つて、穀物輸入の自由の爲めに損害を受くる唯一のものである。

五

(Ibid., p. 48.)

本書に對するリカードの友人等の批評は、彼れをして、「大地の産物——其の表面から、労働、機械及び資本の結合せられたる適用によつて引き出さるゝ總べてのもの」が社會の三階級、即ち地主、資本家及び労働者の間に如何に分割せらるゝかを研究せんとする其の主著の稿を起さしむるの機縁と爲つた。(On the Principles of Political Economy and Taxation, 1817, p. iii.) 而して「地代論」(On Rent)は其の『原論』の第二章を構成する。(Ibid., pp. 49-76, 前掲拙著一六二—一六五頁参照)。

リカードは「農業に於いては又自然が人間と共に労働する」と做すスミスの意見に反對して、マルサスが支持せんとするに最も切であつたスミスと重農主義者との連結線を切斷した。自然の労働は、彼の女が多くを爲すが故に支拂はるゝに非ずして、其の爲す所少なきが故である。彼の女が其の贈與に於いて吝嗇と爲るに準じて、彼の女は其の仕事に對してより、大なる價格を勒取する。彼の女が寛大深切である所では、彼の女は常に無代で仕事をする。自然は、製造業に於いては、人間の爲めに何物をも爲すことがないのであるか。吾人の機械を動す風及び水の力は何物でもないのであるか。自然が人間に對して其の援助を與ふることなく、又之れを寛大且つ無償に與ふこともない製造業にして擧示せられ得るものは存することがない。リカードは前掲スミスの有名なる章句に對して施されたブカンの評註を引用する。曰く「地代の再生産による其の社會に對する絶對的利得は存することがない、それは單に一階級が他の階級の失費に於いて利得しつゝあるに過ぎない。自然が耕作の過程に於いて人間の勤勉と結合するが故に、農業は産物を生じ、従つて又地代を生ずると做すの見解は單なる空想である」と。(Wealth of Nations,

ed. by D. Buchanan, 1814, vol. II, p. 55.) (Ricardo, Principles, 1817, pp. 64-66. n.)

マルサスが人類の歴史的發達を探求せんとせるに反し、リカードオは、著しく進歩せる文明國よりの移民によつて建設せられた植民地の場合を想像した。斯くの如き移民は當然最良地の上に其の耕作を始めなければならぬ。彼れ等の利潤率及び賃銀率は其の初めに於いては高かつたであらうが、而もそは人口の増加が食料に對する増加せる需要に應ずるが爲めに、劣等なる土地を耕作するの已むなきに至らしむると共に、漸次減少せしめらる可きである。利潤及び賃銀の下降と共に地代は上騰す可きが故に、地代は其の國の資源に對する附加ではなく、單に一階級より他の階級への富の讓渡に過ぎざるものである。マルサスが各種の現象に對して二個若しくは其の以上の可能なる原因を看出し、複雑なる場合を人爲的に分離せんとすることなく、寧ろ之れを在るが儘の現實の狀態の下に論ぜんとするの常であつたに反し、リカードオは常に或る一つの原因を發見し、而して努めて之れを他のものから分離せしめんとした。斯くてマルサスが地代に關して三原因を發見せるに對し、リカードオは唯だ一個のみを承認したるのみ。(Simon N. Patten, Malthus and Ricardo, Publications of the American Economic Association, Vol. IV, No. 5, Sept., 1889, p. 20.)

リカードオの地代説に對するマルサスの異論は又、彼れの『原論』中に於いて看出される。(『三田學會雜誌』第二十九卷第五號所載拙稿「リカードオ直後に於ける其の分配理論に對する英國經濟學者の修正意見」九二—九九頁参照)。而してリカードオは更らに其の Notes on Malthus' Principles of Political Economy. に於いて、マルサスの地代論に評註を加へたる。(Ibid., ed. by Hollander and Gregory, 1928, pp. 43-118.)

六

穀物の價格が低廉なる際には、其の輸出に對する獎勵金の支拂ひに依つて餘剩穀物を排出せしめんことを期せる。一千六百八十九年の穀法(『三田學會雜誌』第二十九卷第八號所載拙稿「分配論以前」八頁参照)の原理は、關稅を賦課せらるゝことなく、又獎勵金を下附せらるゝことなく、如何なる時機に於いても合衆王國のあらゆる地方より穀物及び穀粉の輸出を許可せる一千八百十四年の法律(54th George III. c. 69.)によつて破却せられた。而して穀物の價格と共に變化する滑準關稅を基礎とせる一千六百七十年の穀法以來の原理は、價格が一定の水準に達する迄は穀物の輸入を絶對に禁止し、這般の水準以上に昇る時は如何なる種類の制限をも加ふることなく輸入の自由を認めんとする一千八百十五年の法律によつて破壊せられた。(一千六百七十年の條例に就きては前掲拙稿六一七頁、一千七百七十三年の其れに就いては『三田學會雜誌』第二十九卷第九號所載拙稿「古版經濟書解題——シュームズ・アングーソンの『國民的勤勉に就いての考察』一三四—三五頁、同九一年の其れに就いては同一三五—六頁参照)。而して一千八百〇四年の其れに就いては曩きに本稿中に於いて述べたるが如くである)。十五年の條例(55th George III. c. 26.)は小麥八十志、ライ麥、豌豆及び隱元豆類五十三志、大麥類(Barley, Bere, Digg.)四十志並びに燕麥二十六志に達するに非ざれば、如何なる外國穀物と雖も保税倉庫より取り出さるゝを得ざることを規定した。是れ等一千八百十四年及び十五年の條例に賛する者は、消費者の利益が、國內市場の獨占を生産者に與ふるに依つてのみ唯り確保せらるゝを得可き穀物の一定供給を彼れに保證するに由つて防護せられたることを主張した。加之、生産者は一千八百十五年の條例に依つて外國穀物の輸入に對して保護せらるゝこと多きを加へたことは事實であるが、而も斯くの如き利益は一千八百十四年に於ける輸出獎勵金の喪失によつて、或る程度迄、相殺せられたと論ぜらるゝを得可きが如くである。而も、バーンスは、斯くの如き議論は、十五年の條例の目的が、生産者の利益の爲

めに穀物を高價に維持せんとするに存したること、又、同條例に依つて考慮せられたる價格の程度は周圍の諸國の其れに比して遙かに高く、輸出不可能であつたが爲めに獎勵金は無用なる可きことを考察することなかりしの失あるものであると做してゐる。輸出獎勵金の放棄は西印度及び其の他の英領亞米利加植民地に穀物を供給せんとする愛蘭土地主の欲求に基くものであることが明かである。(Barnes, op. cit., pp. 141, 142.) ニュールソンは此の十五年の條例を以つて地主等が地代の下落を憂懼するの念に基く所多きものであると做してゐる。(Nicholson, The History of the English Corn Laws, 1904, p. 76.)

彼れ等は平和克服後に於いて戰時の地代を維持せんことを願つた。而して彼れ等は農業に従事する總べての階級即ち借地農及び農業労働者等の代辯人として行動しつゝあるの態度を取つて居つた。製造業者は穀物が穀物の價格を騰貴せしめ、又之れと共に労働の價格を引き上げ、斯くて又英國製造品をして外國市場に於いて不利なる地位に立たしむ可きが故に同法案に對して絶對に反對であつた。然しながら、當時に於いては、製造品にして保護を享けつゝあるもの頗る多き事實に掣肘せられて、彼れ等の反對は凡そ一千八百二十五年以後、別して穀法廢止期成同盟組織以後に於けるが如く、攻撃的短刀直入的ではなかつた。都市及び工業労働者は穀物法案が彼れ等の生活標準に確然たる打撃を與ふ可きことを信じたが故に之れに反對した。株式及び債券所有者、官公吏及び僧侶等の反對は前者の如く喧騒ではなかつたが、而も之れと等しく大なるものがあつた。最後に商業階級の態度は幾分各個人の業務の本質及び大さに依存して居つた。而も往々同一人物にして是れ等諸階級の二若しくは三に屬するもの存し得べきが故に、諸階級の利害が截然分離せしめられ得ざることは勿論言ふ迄もなす。(Barnes, op. cit., pp. 143-151.)

一千八百十五年の條例通過以後の七ヶ年に於いて土地階級は小麥の價格を八十志に保たんとするに銳意であつ

た。而も穀價は激しく動搖し、愁訴の聲は交互に農業者と消費者とから發せられた。而も現行制度改革に對する最も強烈なる要求は、特に一千八百二十年以後に於いて地主及び借地農から起つた。一千八百十五年の條例が三月二十三日に施行せられて後、暫時は穀價の騰貴を見たのであるが、(這般の騰貴は少くとも幾分那翁のエルバ島脱出に由るものである)、而も同年の收穫の良好なることが明かと爲ると共に價格は漸次下降した。一千八百十六年の不良なる天候及び氣候は收穫に先き立つて急激に小麥の價格を騰貴せしめ、農業窮厄の不平は其の聲を絶つた。同年十一月十五日の平均價格によつて、小麥、ライ麥、大麥及び玉蜀黍の輸入を無税を以つて許可し、翌十七年二月十五日の其れによつて豆類が加へられた。斯くて一千八百十七、八年には巨額の穀物、殊に小麥が英國に輸入せらるゝことゝ爲つた。是に於いて乎、地主及び農業者は、一千八百十五年の法律の下に於いては、小麥の價格は、他所に於いて外國穀物に對するより、大なる需要存するに非ざれば、殆んど全く八十志以上に騰貴すること能はざるの事實を發見した。斯くて普通の事情の下に於いては、價格が八十志に達するや否や、歐洲の餘剰は直ちに英國市場に殺到す可きである。斯くの如き状態の下に於いては、農業者は彼れ等が不作の不利を償ふ可き著しき價格騰貴の利益を拒否せられたることを信じた。夥しく多數の請願は殆んどあらゆる地方の土地保有者から提出せられた。一千八百十九年の收穫は南部英蘭土の諸地方を除き、可なりに良好であつた。早く二月十五日には小麥の入港を禁じたのであるが、而も價格は一千八百二十年の收穫前に於いては著しく低落することがなかつたに拘らず、救済を求むる農業者の請願は續々として議會に齎された。土地階級は農産物の價格下落の責めを所謂ピール法案によつて再始せられた正貨支拂に歸した。一千八百二十年の收穫は豫期以上に良好であつたが爲めに、穀物、殊に小麥の價格は急激に下落し、其の變化の原因が何であらうとも、其の結果は著しく農業者の總収益を減少するに在るの感を深

からしめた。翌二十一年の收穫は量多くして質悪しかりしが爲めに、前年より持ち越された大餘剰と合して、小麦の價格を翌二十二年二月には四十八志六片、同年十一月には三十八志十片に低下せしめた。同年二月、新たな請願の殺到に促されて農業の窮厄は再び議會の問題と爲つた。當時下院議員として活躍して居つたデーヴィッド・リカードオは窮厄の原因が需要以上に出でたる供給の過多に存することを主張した。(Barnes, op. cit., pp. 157, 158, 161, 163, 167, 170, 171.)

七

リカードオは又、同じく一千八百二十二年、下院に於ける其の演説中に表明せられた斷片的意見に系統を與へて、其の *On Protection to Agriculture*. を上梓した。此の『農業保護論』はマッカラクに從へば、「彼れの總べての小冊子中の最良なるものであり、又、洵に傑作 (*chef-d'œuvre*) である」。「リカードオ氏が何等他のものを書くことがなかつたとしても、此の小冊子は彼れを經濟學者中の第一位に置きたであらう」。(McCulloch, *The Works of David Ricardo, with a notice of the life and writings of the author* 1886, pp. xxviii-xxix.)。彼れは此の書の第一節に於ては、「報酬を與へつゝある價格」(*remunerating price*)、即ち、地代を包含する諸掛りの總べてを支拂ひ、而して耕作者に彼れの資本に對する相當なる利潤を残しつゝある穀物の産出せられ得る價格に就いて、第二章に於いては、穀物の價格に及ぼす賃銀騰貴の影響に就いて、第三節に於いては、特殊の貨物の上に賦課せられたる租税の結果に就いて、第四節に於いては、穀物の價格に對する豊作の結果に就いて、第五節に於いては、舊本位の回復を期せるビール法案によつて穀物の價格の上に生ぜしめられたる結果に就いて、第六節に於いては、利潤率に及ぼす穀物の低價値の結果に就いて、第七節に於いては、穀物の國內生産者に國內市場の獨占を與ふるの目的を以つて

確立せられたる保護關稅制度の下に於いては、價格は動搖せざるを得ざることを、第八節に於いては、穀物の投機者に低利を以つて貨幣を貸し付けんとする計畫に就いて、又、第九節に於いては、農業窮厄の現状は課税に歸せらるゝを得るやに就いて論じてゐる。

彼れに從へば、社會が進歩する際に、何等の輸入も起らざる時は、吾人は膨脹しつゝある人口を養ふが爲めに絶えず最劣等なる土壤に依頼しなければならぬ。而して吾人が前進の歩を進むる毎に、穀物の價格は騰貴しなければならず、又斯くの如き騰貴と共に、先きに耕作せられたるより、良好なる土地の地代は必然増加せらる可きである。より、高き價格は取得せらるゝより、小なる分量を償ふが爲めに必要と爲る。然しながら、斯くの如き高價は斷じて善と考へられてはならぬ——同一の収益がより、少なき勞働を以つて取得せられたならば、それは存在しなかつたであらう——製造品に對する勞働の適用に由つて、吾人が穀物に代へて是れ等の製造品を輸出するに由つて、間接に穀物を取得したならば、それは存在しなかつたであらう。高い價格が、高い費用の結果であるならば、惡であつて、善ではない。非常に多くの勞働が穀物の取得に充てらるゝが故に、價格は高い。單に僅少なる勞働が其の上に充當せられたに過ぎないならば、其の富の唯一の眞源泉を構成する其の國の勞働のより、多くは望ましい他の享樂を取得するが爲めに其の意の儘になつたであらう。(ibid., 2nd ed., 1822, p. 7.)

彼れは豊作が穀價に及ぼす影響を論ずるに當つて曰く、豊富が一國に取つて有害たることはないが、而もそれは往々にして其の豊富なる貨物の生産者に對しては有害であると。彼れ等の産出せるものが悉く彼れ自身の消費に充てらる可きであるならば、豊富は斷じて彼れ等に取つて有害たるを得ない。而も、穀物の夥多に因つて、彼れ等が他の諸物件を自己に備ふるが爲めに市場に齎す定量が價値に於いて減少する所が頗る多かつたとしたならば、彼れ等

は其の平常の享樂を取得するの資力を剝奪せられる、彼れ等は實に交換價值極めて少き貨物の夥多を有する。吾人にして若しロバート・オーエンの parallelogram の一に生活し、而して吾人の生産物の總べてを共同に享樂するとしたらば、何人も豊富の爲めに惱むことを得ないのであるが、而も社會が現在の如くに組織せらるゝ間は、豊富は屢々生産者に取つて有害であり、稀少は彼れ等に取つて有利なることがあるであらう。(Ibid., pp. 20-21.)

彼れは、土地階級の惱みつゝある特殊の困難を以つて一時的性質のものであり、産物の供給が需要を超過する間のみ唯り持續す可きものと觀る。それは戦役中の高價格並びに輸入に對して加へられた諸妨害によつて招來せられた耕作の擴張、諸改良の誘入、連年の豊作、及び愛蘭土よりの多額の輸入によつて誘起せられた慘憺たる低價格時代の加重せられたる不幸に基くものである。當時に於ける農産物の低廉なる價格はビール法案に因るよりも、寧ろ供給過多に基く所多きものである。同法案の通過は一般物價を恐らく五分方引き下ぐるの結果を來し、而して之に次いで行はれた英蘭銀行の不必要なる金の購入は恐らく這箇一般物價の下降を一割に増加したであらう。然も、若し兌換の再始に因る通貨價值の變更及び之れに續く増税に基く農業者に對する壓迫が彼れ等よりして其の資本利潤の總べてを奪ふ迄に大であつたならば、それは亦、資本を投入しつゝある他の總べての人々の利潤をも奪ひ去らなければならなかつたであらう。蓋し、他の者が相當なる利潤を擧げつゝある間に、一部の資本家が永續的に全然何等の利潤なくして存す可きことは眞に不可能なるが故である。(Ibid., pp. 33-34.) 彼れに従へば何物と雖も、高利潤の如く、一國の繁榮及び幸福に貢獻する所大なるものはない。彼れは、低き利率を以つて其れ自體に於いて一國に取つて有利であると做すの意見を拒否する。低き利率は大なる資本蓄積の徴候であるが、而もそれは又、低き利潤率の徴候であり、又一國の富と資源の増加を許さざる可き靜止的狀態に進みつゝある徴候である。而も、總べての

貯蓄は利潤から行はれ、一國は其の急速に進歩的なる狀態に於いて存する際に最も幸福であるが故に、利潤及び利子は高きに過ぐることを得ない。リカードを以つて觀れば、地主が減少せる犠牲を以つて抵當に對して金子を調達するを得ることは、洵に一國に取り低利潤及び低利子に對する不充分なる慰安たる可きである。(Ibid., pp. 39-40.)

穀物は勞働賃銀の投費せらるゝ主要物品であつて、其の價值は著しく賃銀を左右する。土地の上に投入せられたる勞働の増加に由つて生ぜしめられた穀物の永續的高價と共に、賃銀は高かる可く、而して諸貨物は賃銀騰貴の爲めに騰貴することなかる可きが故に、利潤は必然下落す可きである。而して利潤は唯り一業務に於いてのみ下落することなく、總べてのものに於いて下落す可きである。高賃銀は、一般的なる時は、等しく農業者、製造業者及び商人の利潤に影響する。賃銀を押し下ぐるの外、利潤を押し上ぐる方法は存しない。斯くの如き利潤の法則に據つて、著しく力強く賃銀に影響する穀物の如き缺く可らざる必要品が低廉なる價格に於いて存す可きことが如何に重要であり、又、輸入の禁止によつて吾人が其の膨脹しつゝある人口を給養するが爲めに其のより、稊確なる土地を耕作するの己むを得ざるに至らしめらるゝことが一般社會に取つて如何に有害でなければならぬかと直ちに明かと爲るであらう。(Ibid., pp. 42, 43-44.)

一千八百十五年の穀法の結果は英國に於ける穀物の價格をして常に、且つ著しく他の諸國に於ける價格よりも高からしむるに在つた、斯くて又、豊作に臨んでは、それは、幾分の救済が輸出によつて産出者に與へられ得る以前に於いては、是れ等他の國々の價格以下に下落しなければならぬ。(Ibid., p. 50.) 極端なる立法は不必要であり、有害である。而も、一般的産業不振の狀態が依然として變化なき間は何等絶對的若しくは永續的改善は可能でない。

穀法は即時に廢止せらる可きものではなく、又完全に廢止せらる可きものでもない。リカードは刻下の困難を除く去するが爲めに、穀物の價格がクォーターに就き七十志に達する迄、不列顛の生産者をして國內市場を獨占せしめ、而して七十志に達したる時は、クォーターに就き二十志の關稅を賦課して外國小麥の輸入を許さんことを提案した。此の二十志の關稅は、そが十志に達する迄、毎年一志を減ぜらる可きである。又、豐作の結果として生ずる過剩を防止するが爲めに、小麥の輸出に對してクォーターに就き七志の戻稅を許す可きである、而して斯くの如きは十分一稅其の他農業地に歸する諸稅に對する補償として永く存續す可きものである。(Ibid., pp. 82-83)。

而も、刻下の窮狀は之れを課稅に歸するを得ない。救貧稅及び十分一稅の如き一定の負擔は専ら農業階級に影響を及ぼすものであるが、而も大體に於いて課稅は共同の負擔であつて、特殊階級の窮狀を説明することを得ない。リカードは、最後に、外國の穀物に依頼するの危險を擧示して穀物貿易の自由に反對する者に答へる。斯くの如き反對論は、英國が其の年々消費する定量の著大なる部分を輸入する者たる可しと做すの推定に基く。第一に、彼れは諸外國に於ける穀物の「報酬を與へつゝある價格」を著しく増加せしむるに非ざれば、斯くて又、より大なる供給を擧ぐるが爲めに是れ等の諸國をして劣等なる品質の土地に依頼せしむるに非ざれば、極めて大なる定量が海外より取得せらるゝこと能はざるを主張する。價格が海外に於いて騰貴するに準じて、國內に於けるより、確なる土地を耕作することが有利と爲る可きである、斯くて又、需要の最自由なる状態の下に於いては、英國民は何等甚大なる定量の輸入者たることなかる可き蓋然性が存する。第二に、英國の輸入す可き定量が反對論の要求するが如く、巨大であるとしても、リカードは是れよりして生ず可き何等の危險をも認むることを得なかつた。斯くの如き制度の下に於いては、英國の需要は疑ひもなく不斷であり、劃一である可きが故に、穀物の著しき分量は特に英

國市場を目的として海外に於いて産出せられなければならぬ。斯くて穀物を收受することが英國の利益である以上に、之れをして何等の障礙なく英國に到着せしむることが同國に於いて使用せらるゝが爲めに穀物を産出しつゝある諸國の利益である。(Ibid., pp. 84-85)。

本書の重要性は後年の穀法廢止運動に對する寄與に存する。而もリカード自身は決して急激なる穀法廢止意見を唱道せるものではなかつた。一千八百二十二年の穀法(3rd George IV, c. 60.)は價格が七十志に達する迄、全然小麥の輸入を禁止した。然しながら、此の點に於いて輸入は、一千八百十五年の條例の下に於けるが如く、無稅を以つて許容せらるゝことなく、價格が七十志と八十志の間に在る際には十二志、八十志と八十五志の間に在る際には五志、又八十五志以上なる際には僅かに一志の關稅が賦課せられた。而も斯くの如き關稅の等級は小麥の價格が八十志に達する迄は實施せらるゝことがなかつた。蓋し、價格が此の點に達する迄、港を開くことを禁じたる一千八百十五年の條例の規定は新法によつて取り消さるゝことがなかつたが爲めである。更らに他の障害は港が開かれた最初の三個月間を通じて五志の附加的關稅が賦課せられたことであつた。(Barnes, op. cit., p. 174.)此の二年の法案の通過を名殘として、土地階級は、小麥の價格が八十志に達する迄、國內市場の獨占を與へられつゝある際に於いても猶ほ穀價及び地代が法律によつて引き上げらるゝこと能はざるを承認しなければならなかつた。穀物の價格は主として自國に於ける天候氣候の如何によつて定まつた。穀法廢止に先き立てる二十五箇年間の平均價格は凡そ五十七志六片であつた。一千八百十五年に至る迄は、穀法は價格の上に殆んど何等の影響をも及ぼすことがなかつた。それは同年以後に於いては或る程度まで平均價格を引き上ぐるの効果を有して居つたが、而も其の主たる影響は價格の動搖を頻繁ならしめ、且つ其の範圍を大ならしむるに在つた。這般の動搖は當だに消費者、殊に一

般大衆に對してのみならず、農業者に取つても亦、極めて有害なる影響を及ぼさなければならなかつた。實に當時の立法者は價格の安定を期圖して、却つて其の動搖を大ならしめたのである。高價格に刺激せられて、劣等地は耕作に致され、又、資本は耕地の改良に投入せられた。而して豊年に於ける供給の増加は生産者をして破滅を免れざらしむる迄に價格を低廉ならしめた。加之、高價格は亦、農民をして其の土地の堪へ得るよりも以上の高地代を提供せしめ、其の後に於ける一兩年の低價格は彼れ等をして非常なる苦境に陥らしめなければ已まなかつた。農業階級若しくは報酬に値する不動なる價格を維持せんことを欲する者は須らく、單なる輸入の制限よりも、寧ろ輸出奨勵金を増加し、而して之れを受く可き輸出價格の限度を決定す可きであつた。(Thomas Tooke, A History of Prices and of the State of the Circulation in 1838 and 1839, with Remarks on the Corn Laws, and some of the alterations proposed in our banking system, 1840, pp. 44-47.; Nicholson, op. cit., pp. 91-92. n.)。輸出奨勵金の制度は實にアンダーソンがアダム・スミスの面を犯して熱心に擁護せる所であり、マルサスが其の維持の必要を唱道せる所のものであり、而して原則として農業保護に反對せるリカードオにして尙ほ且つ之れを一定率に於いて維持せんとせる所のものであつた。而も一千八百十五年の條例は之れを廢止し、二十二年の其れは之れを復活せしむることがなかつたのである。

戦争社會學文献雜考

加田 哲 二

一
現代は戦争時代ともいふべきほど、戦争が問題となつてゐる。新聞・雜誌・著作に戦争の問題は、その數を知らぬほど論ぜられてゐる。あるひは純然たる戰略的立場から、または戦時經濟機構の立場から、また國際情勢の關係から論ぜられてゐる。それらの論著は一應戦争問題の解説として、われわれを益するものもあるし、また單なる好戰的精神の發露に止まり、戦争が終極の手段であり、且つ目的であるかの如き戦争讚美論に終つてゐるものもある。而して、これらの論著が、われわれの要求を滿さないのは、それが主として、時事的現象の表面的解説に終つてゐる場合が多いからである。またわれわれの學修した歴史は、殆んどそのすべてが戦争の歴史であるにも拘らず、戦争の本質の問題については、何等寄與するところのないものであつた。われわれは、戦争の如き重要問題についてのかくの如き學問的不備を嘆ぜざるを得ない。

二

戦争の本質の問題は、社會學的に觀察することによつて、その闡明に近づき得るのではないかと考へる。この意